

ゴルフ・キャディーの労働実態調査結果

昭和 37 年 7 月

鹿児島婦人少年室 5部
37. 9. 10.

労働省婦人少年局



写真1. 働くスクール・キャディー



写真2. キャディー・カーを引くスクール・キャディー



写真3. プレーを待つキャディー達
(女子は常用キャディー・少年は臨時のスクールキャディー)

目 次

はじめに	1
〔I〕 調査の概要	5
1. 調査の目的	5
2. 調査の構成	5
3. 調査対象	5
4. 調査対象の選定	5
〔II〕 調査結果	6
I 事業場の実態	6
1. ゴルフ場の概況	6
(1) 企業の形態	6
(2) 繁栄状況	7
2. キヤディー数	8
3. スクール・キヤディー（中学校の生徒）	9
(1) 採用方法	9
(2) 使用時期	10
(3) 家庭の状況	11
(4) 労働の態様	12
(5) 賃 金	13
4. 災害の発生状況と災害補償	15
5. 福利厚生施設の状況	15
II キヤディー・マスター調査結果	17
1. キヤディー・マスター調査の概要	17
(1) キヤディー・マスターの業務	17
(2) 年齢構成	17
(3) 経験年数	19
2. キヤディー・マスターの実態	20
(1) キヤディーの仕事のわりふりの仕方	20

(2) 18才未満のキヤディー使用上の苦心	20
(3) キヤディー数	22
3. キヤディー・マスターの意見(スクール・キヤディーについて)	23
Ⅲ 学校調査の概要	25
1. 生徒数およびスクール・キヤディー数	25
2. アルバイト生徒数、スクール・キヤディー数	25
3. 生徒の就労しているゴルフ場との連絡の状況	26
4. キヤディー就労に対する学校の態度と具体的な対策(就労のための基準となる条件など。)	26
5. 学校のキヤディー就労についての意見	27
6. キヤディー就労に関する一般的要望事項	27
Ⅳ スクール・キヤディー調査の実態	29
(1) 年齢および経験年数	29
(2) 仕事を世話してくれた人および就労の理由	29
(3) キヤディーの健康状態	30
(4) 賃金	30
(5) 賃金の使途	31

はじめに

「昔、スコットランドの北海に面した海岸の、砂丘にあつた天然の牧場で、ある日1人の羊飼いが先の曲つた杖で退屈まぎれに足もとの小石を打ち飛ばしたところ、その小石は見事に20ヤードほど飛んだかと思うと偶然にもボコリと野うさぎの小穴の中へ嵌がり込んだ。羊飼いはこれは面白いと思つてもう一度やつたが今度はうまくいかなかつた。羊飼いは最初いつべんで入つた味がわすれられずに何度も繰り返して、だんだんと上手になつて時々うまくはいるようになった。そこで羊飼いはさつそく自分の腕前をみせようと仲間の羊飼いを呼んできて試合を始めた。……」。というのがゴルフの起源であるという空想的でお伽蒨めいた話からはじめよう。しかしゴルフが数世紀も昔からスコットランドで行なわれていたにもかかわらず、その発祥の由来についてはなにも一つ伝説も文献も参考資料も残っていない。なおゴルフの発祥はスコットランドではなくオランダから渡来したものである。という説や、これに対して、一方には英国発祥説も強調されているのが近來の状況である。

17世紀代のゴルフ・リンクスは7つほど上げられるが、当時はまだそのどれにもゴルフハウス一つ建つておらず、またキヤディーという職業もなかつた頃であつたから、お供をつれた貴族紳士以外は、めいめい4・5本のクラブを小脇にかかえて(ゴルフ・バツクが発明されたのは19世紀に入つてからである。)ゴルフに興じた。

ゴルフ・キヤディーとはフランス語の "caddie" からきたもので本来の意味は「小姓」であるがスコットランドにこの言葉がもたらされたのはフランスの貴族の若い子弟たちが小姓としてスコットランド王室に仕えたためだといわれている。それが後に次第に使い走りするものや、運搬人という意味に転用され、しまいにはゴルフのクラブを担ぐ運搬人にだけ限られるようになったものと思われる。

記録によると、ゴルフに初めて登場したキヤディーは1681年に、後のジェームス二世がまだヨーク公としてリースのコースでゴルフに耽つていた頃、そのキヤディーをつとめたクラブづくりのアンドリュー・テイツクソンであつたとつたえられているが、当時はまだキヤディーとはいわず単にヘンチマン(Henchman)と呼んで身分の高いゴルフアが自己の従者にクラブをはこばせていただけで、一般はめいめい自分で2・3本のクラブをたずさえてプレーをしていたのである。ゴルフにキヤディーという職業の

生れた理由は、第1にクラブの数がふえて、ゴルフアー自身で運ぶのが不便になったこと、第2には昔はコースが原始的であつたのでボールが失われやすく、そのためにボールを打つとただちに走つて行つてボールをさがしたり、あらかじめ前方に立つてボールの落ちるところを見届けるものが必要となつたためである。このために次第にキャディーを使うようになってコース付近の貧しい少年や、クラブやボールづくりの子弟たちのお小遣いかせぎとなつたが、その中にはゴルフに長ずるものや、コースに精通するものが現われて、客に打ち方のコツを教えるようになった。これがプロの先駆であるといわれている。

○ 日本のゴルフ略史

米国に初めて9ホールのコースがつくられたのは1888年であるが、それからわずか13年後の1901年（明治34年）に英国人アーサー・グルームによつて神戸の六甲山上に4ホールの日本最初のゴルフ・コースがつくられたことが西村實一氏著の「日本のゴルフ史」昭和5年出版にみられるが、今から約60年前で日本ゴルフの歴史も相当古いものといふことができる。

「この日、服部一三兵庫県知事、坪野神戸市長、桜井神戸税関長、J・C・Hall英国領事が来席し、40～50人の紳士、淑女が来場し、午前10時から発会式を行なつた。服部知事によつて処女ドライブが行なわれ、日本最初のゴルフ競技にうつつた。」と上記の文獻にみられる。

これから間もなく横浜在住の外人たちによつて、1906（明治39年）根岸の競馬場内に9ホールのコースがつくられたが、いずれのクラブにも日本人のプレーヤーは1人もいなかった。ついで明治40年に日本人最初のゴルフアー小倉庄太郎および同来子の岡氏が1905年（明治38年）に会員になり六甲においてはじめてゴルフをしている。

1904年（明治37年）2月には神戸ゴルフ・クラブにおいて婦人ゴルフアースのためにハンセル氏が「婦人を会員にせよ」と主張しているが、この春には婦人のクラブ・ハウスが出来1905年（明治38年）には日本最初の婦人競技がおこなわれており、また1911年には婦人ゴルフ熱は非常に高まつた。

ついで大正3年には5月最初の日本人のみの東京ゴルフ・クラブが創立され、駒沢に9ホールのコースが建設された。これについて保土ヶ谷のコースに日本最初の18ホー

ルのコースを建設し、駒沢コースも18ホールに拡張された結果、ここに始めて名実共に兼ねそなえた全日本アマチュア選手権競技が1918年（大正7年）に駒沢ゴルフコースで行なわれた。大正6年には当時皇太子であつた現天皇も高輪御殿においてゴルフをはじめられ大正11年には日英両国の皇太子が駒沢に行かれている。また1920年（大正9年）には鳴尾ゴルフクラブが開かれ、次第にアマチュアにも、プロフェッショナルにもすぐれた新人が相ついで表われるに至つた。しかしまた時局の急激な移り変りによつて日本ゴルフの一切の成長は中断され、やがて、日本のゴルフ・コースは次々と軍の施設にとりあげられるか、増産のため芋畑と化し、プロの大多数は徴用され、企業整備のもとに閉鎖されていった。このような事情は戦後も長くつづいたが一方ゴルフアー自身にも大転換が行なわれ、戦前のゴルフアーの半数はこの時期に消滅し、残りの少数の人々によつて日本のゴルフは次第に息をふき返し始めた。これに拍車をかけたのは昭和25年を境とした特需の景気によつて現れた新しい階層のゴルフアーで、日本人の手に残された僅かなコースはこれらの新旧ゴルフアーによつて除々に氾濫の途をたどりはじめ、荒廃したコースの復活と共に新コースも各所に建設され、さらに都心には空地を利用した野外の練習場が多くでき、戦前にはみられなかつた光景を呈している。このようにして日本のゴルフ界は、一応復活をなしとげたといわれ、ある点では戦前の状態を凌駕したところもあるが、これを完全な復活とは云えない。何故ならばゴルフは、数や施設や外観の問題ではなく、プレーヤーの作法と精神の問題であるので、戦後のゴルフのプレーが規則や、エチケットが無視され、そればかりでなくゴルフ場が各方面の娯楽の場所として利用され、世間の非難を浴びている事実は日本のゴルフ界が真に復活したとはいいがたいのではないか。

○ 日本のゴルフキャディー

「日本のゴルフ史」にみられる初期のキャディーはヒザまでの紺の着物を着て、肩からカバンのようにゴルフ・バツグをさげ、ももひきに草履ばき、頭には鉢巻といった姿の写真がみられる。

六甲では毎年冬コースを閉じる時キャディーを集めて1カ年の労を饗う意味でキャディーにお菓子やお弁当を贈り、彼等に競渡もさせており、上述の資料によれば1906年に写した写真には約50人ほどのキャディーが記念撮映をしている。また1914年（大正3年）の4月に行なわれた神戸ゴルフ・クラブの会合では、「キャディーが足り

なくて困る」と文句が出ているが、その対策は別にはかられてはいない。当時のキヤデーは近所の百姓の子弟（少年）で14才～17才までのものが多く、その中には今日のプロになった人もふくまれていた。

1929年頃（昭和4年）に鳴尾ゴルフ・クラブができたが、当時キヤデーの賃金は「日本のゴルフ史」によれば、半日のお伴が15銭、1日が30銭という記載がみられる。この当時の精米10kgの価格は3円60銭（日本銀行調）、仙台上みそは1貫目85銭、醤油1升68銭で1日のキヤデーの賃金は精米10kgの価格の8.4%となっている。しかし昭和37年1月現在の精米10kg換算909円に対するキヤデーの賃金（1ラウンド180円～240円）の割合は21.1%となっていて昭和初年にくらべてキヤデーの賃金が割高になっているのが知られる。（但し現在の米価は統制されていることを考慮にいれる必要がある。）

1923年（大正12年）の横浜で行なわれた六甲対横浜のインターホート・マッチに際しての選手達の写真にはその前に30人程のスタール・キヤデーが一語にうつっているが、その服装はほとんど学生帽に紺紺の着物といった子供達で、ただ足もとは草履ではなく運動靴に変っているのが目立つ。

また1928年（昭和3年）のインターホートの選手の写真によれば、キヤデーも次第に和服の子弟は少なくなり、霜ふりの夏服の小学生が野球帽をかぶっているのが目立っているが、すでにこの頃には一般小学生の服装が次第に洋装化していることの反影でもあろうか。

（資料は主として次の文献より集録した。）

- | | | |
|------------|---------|--------------|
| 1. 日本のゴルフ史 | 西村 貫一 著 | 昭和5年 角川書店発行 |
| 2. ゴルフ物語 | 摂津 茂和 著 | 昭和35年 文友堂発行 |
| 3. ゴルフの習い方 | 摂津 茂和 著 | 昭和37年 大泉書店発行 |

ゴルフ・キャディーの労働実態調査

〔I〕 調査の概要

① 調査の目的

近年ゴルフア数は著しく増加し、ゴルフ場の新設、拡張が相つぎ、とくに昭和32年以降ゴルフ場の急増をみるにいたつたが、常雇のキャディーの不足からこれを補うものとしてほとんど地元の中、高校在学生の臨時キャディーをもつてあてている実情であつて、18才未満の年少者が大半を占め、さらに義務教育課程にある低年令の生徒の就労も相当数にのぼっている。一方一部に年少者の不良化の懸念や、過労から来る学業をおろそかにする問題、災害による重傷、死亡事故もみられ、スクール、キャディーに対する批判の声も聞かれているので、婦人少年局では昭和34年に引きつづき、これら児童、生徒の労働実態を把握し、ゴルフ、キャディー就労年少者の保護福祉に資するため、全国のゴルフ場に所定調査票による通信調査を行なつた。

② 調査の構成

- (1) 事業場調査
- (2) キャディーマスター調査
- (3) 学校長意見調査

③ 調査対象

(1) 調査事業場数

全国221事業場（昭和36年12月現在、全国ゴルフ場案内による）

(2) キャディーマスター数

対象事業場に働くキャディーマスター（221名）

(3) 調査学校数 6校

(4) スクール・キャディー数

対象調査学校 1校10名当計60名

④ 調査対象の選定

- (1) (2) の対象は悉皆調査を行なつた。
- (3) 対象中学校は

東京、埼玉、神奈川、愛知、大阪、兵庫のゴルフ場に近接し、比較的多数のスクール・キャディーを在校生にもつ中学校に調査を実施した。

- (4) スクール・キャディーは(3)の対象中学校を対象とし一校10県立学校において選定して実施した。

調査期間は昭和36年12月～37年1月末日の間である。

II 調査結果

I 事業場の実態

1. ゴルフ場の概況

全国221事業場を調査の対象としたが、開場準備中5、事業場閉鎖中、無回答等の理由で調査不能が56事業場みられ、実際に回答のあつた事業場は165事業場である。

(1) 企業の形態

ゴルフ場の規模をホール数別にみると、普通ゴルフコースは18ホールによつて構成されるが、やはり18ホールのものが78.2%を占め、ついで36ホールのものが9.7%、9ホールのものが8.5%であり、一方半ラウンドのゲームもできないゴルフ場が1事業場、さらに3コース、2コース、または1.5コースをふくむ大規模ゴルフ場は20事業場みられ、調査事業場数の3.6%をしめている。つぎに事業場

事業場調査結果表

第1表 企業形態

区 分		事業場数	%
合 計		165	100.0
企業形態	社団法人	25	15.2
	株式会社	80	48.5
	財団法人	1	0.6
	不 明	59	35.7
利用者制度	会 員 制	106	64.3
	パブリック	15	9.1
	そ の 他	3	1.8
	不 明	41	24.8

第2表 ゴルフ場の繁閑状況（ホール別）

ホール別事業場			繁 忙 期			閑 暇 期		
			事業 場 数	平均利用ゴ ルフアー数		事業 場 数	平均利用ゴ ルフアー数	
				平 日	土日曜 祝祭日		平 日	土日曜 祝祭日
合 計	165	100%	157	87人	180人	154	51人	117人
18ホール	129	78.2	122	88	176	124	52	132
36ホール	16	9.7	15	125	300	12	75	21
9ホール	14	8.5	14	41	92	12	21	61
27ホール	3		3	62	180	3	35	147
6ホール	1	3.6	1	50	120	1	30	80
12ホール	1		1	128	180	1	22	58
54ホール	1		1	150	200	1	90	150

の企業形態をみると、株式会社の形態を取っているものが一番多く48.5%を占めている。第二には社団法人形態を取るもので調査事業場の15.2%、第三は財団法人がわずかに1事業場、その他は組織形態が不明である。

さらに、利用者制度としては会員制度をとるゴルフ場が目立つて多く、64.3%で、会員以外の利用が制限されているが一方公衆公開の形をとるパブリック制のゴルフ場は9%にすぎない。つぎに、ゴルフ場の規模をみると、66万 M^2 ～99万 M^2 未満（20～30万坪未満）が43.6%、これについて33万～66万 M^2 未満（10～20万坪未満）のものが21.8%みられ、三番目は、99万～132万 M^2 未満（30～40万坪未満）で13.9%、平均総面積は78万 M^2 である。

ゴルフ場の開場期間は、大部分は年間を通じて開場しており、冬期に霪雪等のために閉場するところは約6.8%にしかすぎない。

(2) 繁閑状況

年間を通じて利用ゴルフアーの多いのは4月から11月にかけてであり、（8月をのぞく）、一方少い時期は盛夏の8月と12、1、2月の厳寒期で、平日においては繁忙期平均ゴルフアー数と閑暇期の平均ゴルフアー数では100対59の割合を示している。さらに、繁忙期である4月から11月にかけての平日平均利用ゴル

ファー数は87人であるが土曜、日曜、祝祭日には平均はその2.1倍となり、34年度の当局の調査結果1.7倍をさらにしのぎ、土、日曜祝祭日には特にゴルフアーの著るしい増加がみられる。一方閑暇期においても平均利用ゴルフアー数は平日51人に対して土、日曜、祝祭日は117人で2.3倍となつている。

繁忙期における平日と、土、日曜祝祭日のゴルフアー数のひらきは18ホール以上の事業場において目立ち、1コースの事業場では2倍、1.5コースの事業場では2.9倍、2コースをもつ事業場では2.4倍を示している。

2. キヤデー数

回答のあつた165事業場のキヤデー数は23,300人をかぞえるが常用のものはこのうち55%にあたる11,783人で、のこり45%は臨時である。また男子のキヤデーは常用、臨時合せて全体の26.4%、女子は男子の約2.8倍にあたっている。

まず、常用労働者についてみると、15才未満の者はみられず、17才～15才の者は13.7%、その他は18才以上である。この17才～15才の者は中学を卒業して常用されている女子が多い。

さらに、臨時雇のキヤデーについてみると、年齢別には15才未満の者が一番多く、39.1%をしめしており、中学在学者によつて行なわれている。(内男子65.6%、女子34.4%)(但し賃金の事項には小学生についても回答がみられた。)また、17才～15才の者は、28.6%、18才以上の者は32.3%みられた。

18才未満の常用キヤデーは1,618人、みられるが、これに対して18才未満の臨時キヤデーはその4.8倍以上にも達し、34年の当局の調査結果(約3倍)をはるかに凌駕して、キヤデー労働に占める臨時キヤデーの比重がさらに加わつたことを物語っている。

労働組合は165事業場中17%にあたる28事業場において組織されているが、残り81.2%のゴルフ場には労働組はみられない。

さらにキヤデーの宿舍についてみると、宿舍の有るゴルフ場は71で全体の43.0%、これに対して宿舍の無いゴルフ場は50.9%となつている。その総建坪数は平均508.2M²(154坪)で、最も大きなものでは1320M²(400坪以上)また最も最も小さなものでは95.6M²(29坪未満)のものまで、広い巾がみられ

第3表 キヤデー数（性別、年齢階級別）

年 令 別	性別 常用・臨時別	常用キヤデー		臨時キヤデー	
		総人数	1事業場当り平均人数	総人数	1事業場当り平均人数
合 計	計	11,783人	71.4人	11,517人	70.0人
	男	342	2.1	5,813	35.3
	女	11,441	69.3	5,704	34.7
12才 未 満	計	0	0	0	0
	男	0	0	0	0
	女	0	0	0	0
12才 ～ 14才	計	0	0	4,569	27.7
	男	0	0	3,002	18.2
	女	0	0	1,567	9.5
15才 ～ 17才	計	1,618	9.8	3,300	20.0
	男	75	0.5	2,143	13.0
	女	1,543	9.3	1,157	7.0
満 18才 以上	計	10,161	61.6	3,648	22.1
	男	267	1.6	668	4.0
	女	9,894	60.0	2,980	18.1

るが、最も多いのは $165 \sim 260.7M^2$ （50～79坪）と $495 \sim 657M^2$ （150～199坪）のもので、おのおの18.3%みられる。

これらの宿舍の収容人員は1～19人の規模から100人以上の大きなものまでみられるが、最も多いのは19～39人収容の宿舍で19.7%、これについて60～79人を収容する宿舍で、18.3%設置されている。さらに建物の種類は、木造鉄筋その他がみられるが、木造が一番多く56.4%みられ、収容人員の1人平均畳数は2畳のものが一番多く38%、ついで2～2.5畳以下が31%、3.5畳～4畳未満の比較的ゆつたりしたものも1.4%を示している。

5. スクールキヤデー（中学校の生徒）

(1) 採用方法

スクールキヤデীর採用は、「学校の紹介」によるものは74事業場でスクールキヤデীর採用していると答えた160事業場の46.3%にあたり、「安定所を通じて学校より紹介」をうけるものは21事業場13.1%、さらに「保護者に申込み、学校の了解を得て」採用するものは15事業場9.4%、「学校、保護者および縁故」の三者によるものも合せると73.2%のゴルフ場が「学校の紹介」

第4表 スクール・キヤデীর採用方法

区 分	計	%
合計（事業所数）	160	100.0
学 校 の 紹 介	74	46.3
学校安定所を通じて	21	13.1
学校と保護者の了解	15	9.4
縁 故	11	6.9
本 人 直 接	8	5.0
学校、保護者、縁故	7	4.4
縁 故、安 定 所	5	3.1
保 護 者 の 了 解	1	0.6
そ の 他	2	1.2
不 明	16	10.0

によつてキヤデীরを採用している。このほか、本人が直接にゴルフ場に申込みのを採用しているものが8事業場5%、縁故によるもの11事業場6.9%あるが、一方学令生徒を全然採用しないゴルフ場も5事業場みられる。

(2) 使用時期

スクールキヤデীর使用時期は、ほと春から秋にかけての繁忙期に臨時として雇用されることがほとんどである。

一番多くみられるのは日曜・祭日のみ使用で57事業場34.6%、これについて土・日曜・祭日に使用する事業場は41で24.8%、三番目に多いのは土、日曜・祭日および休暇時に使用する事業場で35、21.2%である。34年の調査において随時使用が21.9%みられたが、今回の調査ではスクールキヤデীরを随時使用する事業場はみられない。

第5表 スクール・キヤデীর使用時期

区 分	計	%
合 計（事業場数）	165	100.0
日 曜・祭 日	57	34.6
土 日 曜・祭 日	41	24.8
土・日曜・祭日・休暇	35	21.2
日曜、祭日、休暇	10	6.1
休 暇	3	1.8
使 用 せ ず	2	1.2
不 明	17	10.3

(3) 家庭の状況

第6表 スクール・キヤデীর家庭の職業

職 業 別	事業場数	%
合 計	165	100.0
農 業	68	41.2
農 業・勤 人	38	23.0
勤 人	14	8.5
農 業 其 他	11	6.7
農 業・漁 業	10	6.1
な し	10	6.1
勤人または工員	2	1.2
そ の 他	3	1.8
不 明	9	5.4

ゴルフ場が比較的都市の郊外および観光地の周辺にある関係上スクールキヤデীর家庭は農家が多く41.2%の事業場が主として農業の子弟をやとつている。これについて多いのは農業と勤人の兼業の家庭が半々程度と答えた事業場で23%を占め、勤人の子弟が多い事業場は8.5%となつている。

事業場のみたスクールキヤデীর家庭の生活程度は中流以下のものがほとんどで、中流家庭が58.2%、下流家庭のものが24.8%みられる。

(4) 労働の態様

キヤデীর業務は、バツダを担つてゴルフアーに従がい、ゴルフ場の定められたコースを一巡するのであるが、その歩行距離はホール数、ゴルフアーの技倆組人数等によつてもその都度ことなる。ゴルフ場の正規のコースは18ホールであるのが通常である。

土曜日の就業時間(拘束時間)に答えた83事業場では、一番多いのは2時間から4時間未満のものが65.0%、ついで4時間から6時間未満のものが20.5%で、平均4.9時間となつてゐる。さらにスクールキヤデীর一番多くみられる日曜・祭日の就業時間は、6時間～8時間未満のものが一番多くて、この質問に答えた123事業場の43%、これについて8時間～10時間未満のものが27.6%みられる。さらに4時間から6時間未満の事業場は25.2%となつており、その1人平均就業時間は6.8時間となつてゐる。さらに夏休等の休暇中の就業時間は38.4%が6時間～8時間未満で、4時間～6時間未満が22%、8時間～10時間未満の事業場は25%となつてゐる。

土曜日の1人平均ラウンド数をみると、1ラウンドのものはこれに答えた事業場の59.2%、ついで1.5ラウンドのものは19.7%みられ、土曜の1人平均ラウンド数は1.0ラウンドである。

さらに日曜、祝祭日の1人平均ラウンド数は1.5ラウンドと答えた事業場が一番多く59.4%を占め、これについて1ラウンドのものは24%、2ラウンド5.2%となつてゐるが、平均においても1.5ラウンドで土曜日の1人平均ラウンド数より上まわつてゐる。

平日の1ラウンド平均歩行距離に答えた23事業場についてみると平日では短いもので3Km、長いもので8Kmと答えたものも3事業場みられ、平均では5.6Km土曜では6Kmの事業場が42.2%、これについて3Kmのものが21.1%、7Kmのもの10%、平均5.8Kmとなつてゐる。さらにスクールキヤデীর多い日曜・祝祭日には平均距離6Kmと答えたのが31.6%、ついで8Kmのものが18.9%となつており平均はやはり一番大きく6.4Kmとなつてゐる。

1 バッグ平均重量は、平日使用に答えた23事業場の解答は、7.5Kgから8Kg未満のものが一番多くて14事業場61%にあたり、ついで8Kg～9.5Kg未満が8事業場34.8%、そして10Kgと答えた事業場も1事業場みられる。さらに土曜日使用に答えた事業場についてみるとやはり7.5Kg～8Kg未満のものが最も多く74%であるが、9.5Kg未満が23.5%、10Kg～12Kgのものも2事業場あり、日曜および祝祭日使用に答えた事業場では10Kg～12Kgのものが4事業場にのぼっている。女子年少労働基準規則第7条に規定している満16才未満の重量物取扱の範囲は断続作業の場合は男子15Kg 女子12Kg、断続作業では男子10Kg 女子8Kg以内となつているが、キャデューの業務はその態様から断続作業とみられる。この立場からみると、個々の事業場では女子の制限8Kgをこえているものが事業場の記入によつて52事業場(全体の31.6%)みられ、男子の制限重量10Kgをこえると答えたところも7事業場みとめられる。

キャデューカー(手押車)の備付の有る事業場は71事業場で事業場数の37.6%にあたり、また備付けていないと答えたものは61事業場で37.6%、一方不明の事業場も19.4%みられた。あると答えた事業場のキャデューカーの台数は34年の調査にくらべてその大きな普及がみられ100台～61台以上が一番多く、有ると答えた事業場の25.4%、ついで60台～51台以上が19.7%、101台以上が1.3%となつている。

(5) 賃 金

スクールキャデューの賃金は一般に1ラウンド当りを基礎とした出来高給の形をとつているが、その賃金は100円以下から400円～500円未満まで広い範囲にわたつている。

1ラウンド当りの賃金に答えたものうち「小学生」について答えたものは7事業場みられたが、140円～180円未満のものが4事業場あり、220円～260円未満が最高となつている。また中・高校生は100円以下のものから400円～500円未満にまで広く分布しているが一番多いのは180円～200円未満のもの 30.5%、これについて220円～260円未満の事業場は21.8%三番目は200円～220円未満の事業場で17.9%であつた。さらに一般キャデューの賃金をみると、その分布は最低が1ラウンド140円～180円未満のものから最高は400円～500円未満までみられ、最も

多いのは220円～260円未満のもので39.4%、ついで200円～220円

第7表 諸手当の支給状況

区 分	事業場数	%
計	(延) 210	調査事業場数 165=100%
精皆勤手当	41	24.8
通勤手当	40	24.2
雨天手当	27	16.4
重量手当	26	15.8
時間外手当	25	13.9
待時間手当	12	7.3
賞 与	12	7.3
練習時間手当	7	4.2
保 障 金	4	2.4
奨 励 金	4	2.4
奨 学 金	3	1.8
日没手当	1	0.6
そ の 他	3	1.8
な し	7	4.2

を越える。
二つ以上に答えている事業場があるので%の計は100%
()

未満のもの17.7%となつている。このほか何等かの手当を支給しているものの中で一番多いのは精皆勤手当で、41事業場24.8%が支給し、ついで通勤手当が40事業場24.2%、「雨天手当」が27事業場である。さらに「重量手当」「時間外手当」「日没手当」などの順で「時間待手当」「賞与」がこれについている。出勤したが客数、天候等の都合でゴルフアーにつけなかつた場合でも「保障給」を支給するゴルフ場が74.5%みられるが、その金額は月払と日払の両方があり、日払の事業場が多い。その金額は1日1000～1500円未満が大部分で77事業場、ついで1500～2000円未満が24事業場であり(平均153円)、月払では1,000円～2,000円未満から7,000円～8,000円未満までみられる。賞金は日払、週払、月払のいろいろな形態で行なわれているが、月払のものが

50.3%にのぼり、ついで日払が30.9%となっており、直接に本人に支払われるのがほとんどである。しかし一方非常に少ないが一括して学校経由で支払われるもの、農業経由で支払われているものがそれぞれ1事業場みられる。なお宿舍の費用は2,000円～3,000円未満のものがもつとも多く、1,000円～2,000円のものがこれについている。

以下のほか賃金以外に被服、賞与、心付、奨励金、奨学金等を支給するゴルフ場もみられる。また学校への寄附金もみられ、その金額は4,000円以下が一番多いが最高20万円を学校に寄附しているゴルフ場も2事業場みられ、また物品による寄附も1件あった。

4. 災害の発生状況と災害補償

165ゴルフ場について1ヶ月平均の災害発生状況をみると、「ある」と答えたものは65.5%にのぼり、その回数は月1回から多いものは4回の事業場もみられる。災害をその発生原因別にみると、そのほとんどがゴルフアークの打球による打撲で(85%)、その部位は、脚部、顔面、頭部、胸部、大腿部などが多く、大半が1週間以内の軽傷であるが一方休業2週間を超える重傷災害も34件(20事業場)の大数にのぼっている。(災害発生事業場の30.8%において発生)

災害に対する補償は107事業場64.6%が明らかに補償を行なつた旨を回答しているが、17%は災害の事例がなく、補償の前例がないと答えまたは不明(回答なし)の事業場も17%で一方補償制度がないと答えた事業場も1.1%みられ、災害補償体制に欠ける点問題がある。補償の方法として最も多いのは労働保険によるもので21事業場にみられ、ついでゴルフアーク保険によると答えたものは20事業場あり、3番目は事業場が治療代全額負担するというもので9事業場にみられる。

災害補償額は災害の程度によるが1,000円から最高3万円と広い巾を示しており、一方中には「治療費の6割」あるいは「プレーヤーより治療代を頂く」というものもあり、全般的にみて補償方法、補償内容は完全なものとはいえず、災害補償完全履行が望ましい。

5. 福利厚生施設の状況

福利厚生施設やレクリエーション等の催しを行なう事業場は全体の66.7%を占め、その主なものは洋裁、料理教室等が23.6%、娯楽設備が22.7%、春秋の慰

安旅行 2.7%、「休養室」「寄宿舍」の設置 16.4%、「勤続 3 年以上の者の表彰」「新年宴会」「子供の日」の経費補助、「ビンポン台の備付」「キヤデイー控室の改造」「入浴施設」「生花教室」「日舞」「編物教室」などが目立っている。しかしこれらの施設の多くは常用キヤデイーを主たる対象としたもので、特に多数のスクール・キヤデイーのために設置されたものは比較的少ないように見受けられる。

Ⅱ キヤディー・マスター調査結果

1 キヤディー・マスター調査の概要

ゴルフ倶楽部では、その殆んど(98.7%)がゴルフ・キャディー管理のためにキャディー・マスターを置いている。ここではキャディー・マスターの年齢構成、経験年数、業務内容及びスクール・キャディー使用上の苦心、意見等をキャディー・マスターの記述からとりまとめた。

(1) キヤディー・マスターの業務

キャディー・マスターの業務は、まずキャディーの指導である。ゴルフ用語、ルール、エチケット、距離の目測等、仕事に必要な事柄を教え、訓練する(調査者163人中82.8%がこう答えている。以下%のみを示す。なお答は重複をゆるしている。)またキャディーの日常の勤務状況、接客態度の指導監督に当り(33.7%)さらにキャディーの相談相手となり全般にめんどろをみている(19.6%)。また、キャディーをゴルフアール(客)に割当てることが、キャディー・マスターの主要な業務の一つとなつているところも多い(58.3%)。キャディー・フィー(キャディーの料金)を計算し、賃金を支払うものも多く(48.5%)、キャディーへの貸与品(被服等)の管理をしている場合もみられた(5.5%)。その他キャディーの安全、衛生、健康管理を担当したり(14.1%)、事故の処理、労働災害や私傷病の見舞(2.5%)、キャディーの親元、学校との連絡に当つているものもみられた(4.9%)。さらにキャディーの募集、採用をキャディー・マスターが行なっているところもみられた(21.5%)。なお、これらキャディーに関する業務のほか、関係事務の処理、記録、管理責任者として、キャディー宿舎の管理、クラブ・ハウス内の整備、コースの維持、清掃の責任を負っているものもみられた。(第8表参照)

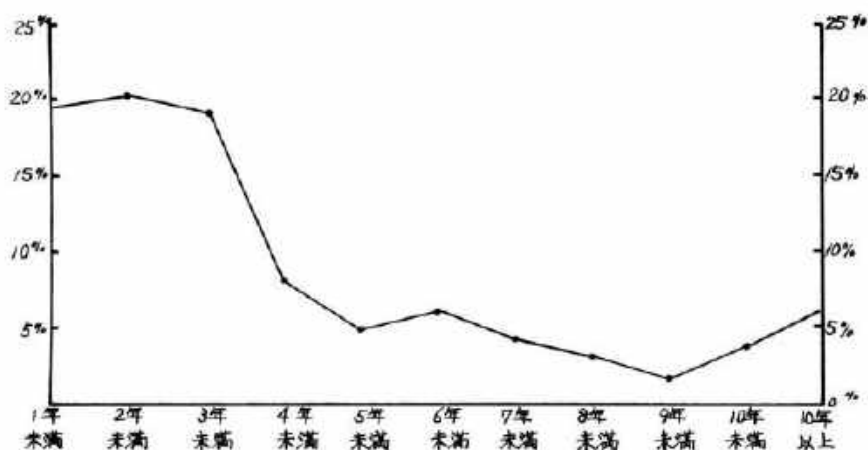
(2) 年齢構成

キャディー・マスターの年齢は、その仕事の性質上20才未満のものはみられず、20才以上40才未満のものが多く、全体の60.8%を占めており、40才以上50才未満のもの18.4%である。(第1図参照)。なお、女子のキャディー・マスターは163人中9人(5.5%)であつた。

第 8 表 キヤデイ・マスターの仕事

仕 事 の 種 類		回 答 数	163 = 100 %
キヤデイの指導	キヤデイの仕事に関する教育訓練	135	82.8%
	日常の勤務状況、接客態度の指導、監督	55	33.7
	キヤデイの教養指導	6	6.7
	キヤデイの相談相手となりめんどうをみる	32	19.6
	小 計	228	139.9
キヤデイーの配置		95	58.3
給与	ラウンド回数の計算、賃金の支払	79	48.5
	被服等貸与品の管理	9	5.5
	小 計	88	54.0
その他のキヤデイに関すること	安全、衛生、健康管理	23	14.1
	福利厚生に関すること	19	11.7
	事故処理、労災傷病見舞	4	2.5
	キヤデイの親元、学校との連絡	8	4.9
	キヤデイの募集、採用	35	21.5
	小 計	89	54.6
庶務	関係事務処理	26	16.0
	スタートの記録	14	8.6
	記録、統計事務	2	1.2
	小 計	42	25.8
管理責任	キヤデイ宿舎の管理	5	3.1
	コースの維持、清掃	4	2.5
	ハウス内の整備	4	2.5
	練習場の管理	2	1.2
	小 計	15	9.2
合 計		462	

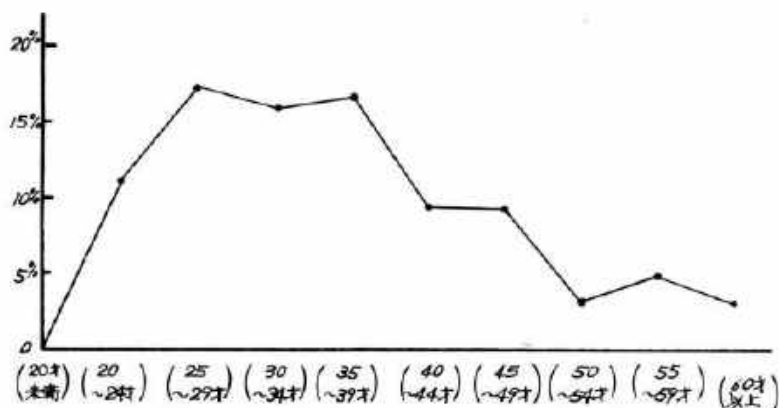
(第1図) キヤディー・マスターの年齢構成



(3) 経験年数

キヤデーマスターの経験年数は短いものが多く1年未満のものが19.6%、1年以上2年未満が20.3%、2年以上3年未満が19.0%で、また3年以上のものは3.1%であつた(第2図参照)。これはゴルフ場の8.6%が戦後の開設であり、また、6.4%が昭和30年以降に開設されたもので、今日みられる盛況も、この四・五年前からはじまつたものであることからして当然と云えよう。

第2図 キヤデーマスターの経験年数



2. キャディー・マスターの実態

(1) キャディーへの仕事のわりふりの仕方

キャディーを配置する場合、まず問題となるのは、キャディーが仕事につく順位のきめ方である。これは収入と関連して居り順位が早い場合は、ラウンド回数が多くなり、従つて収入が多くなることを意味するからである。そこで最も多くとられている方法は、キャディーに番号を付け、番号順とするものである(41.1%)。この場合輪番制をとっているものもあれば、収入のバランスをみて、順番を適宜変える等の考慮を払っているものもある。番号の付け方が、成績順となつているところも僅かであるがみられた。次に多いのはラウンド回数(就業回数)の少ない者、つまり収入の少ない者から順に配置する(22.7%)方法である。また、早出、中間出、遅出と分け、交替制としているところもみられた(17.2%)。一方出勤順のところも僅かみられた(3.1%)。

スクール・キャディーのみ出勤順としているところ(20.2%)、あるいはくじ引きで順立をきめているところもあつた(1.2%)。前者の場合は、学年により下校時刻が異なるため定められたものであり、後者は前者の方法をとつた場合、就業を急ぎ学業に支障を生ずる弊害を防ぐ目的でとられた方法である。

配員の際の配慮としては、ハウス・キャディーとスクール・キャディー等の臨時キャディーとを組み合わせているところ(17.8%)、キャディーの健康状態、年齢、体力とバツクの重量とを考慮して配員しているところ(10.4%)、ゴルフアー(客)により、キャディーの状態をみて、キャディー・マスターがその時々判断して配員しているところ(3.1%)、などもみられた。

(2) 18才未満のキャディー使用上の苦心

労働条件に関し苦心を払っているものが最も多く、携帯するバツクは1箇に限定する。または重いバツクは避けるなど重量に注意して使用する(30.1%)もの、過労にならぬよう、疲労の程度に常に注意する(18.4%)もの、飛球等による災害防止に注意する(17.2%)もの、遅くならぬうちに帰宅できるよう、また労働基準法に定められた労働時間の制限を越えぬよう労働時間に気を配る(9.2%)もの、1日のラウンド回数を制限している(3.1%)ものなどがみられた。

労働教育に関しては、十分なキャディー教育ができず、技術の向上等に苦心する

(16.6%)、あるいは、キャディーの言葉使い、礼儀作法、動作、服装等に関するしつけに苦心する(13.5%)などがあげられている。

その他、スクール・キャディー使用には、学業に支障を来たさぬよう常に配慮が必要である(8.6%)、出勤が不確実である(5.5%)、学校、親の許可のない者の使用問題(4.3%)、責任感が乏しい(3.1%)等をあげている。

労働問題以外では、風紀問題、不良化防止に気を配る(14.1%)、資金の用途について浪費の防止に気を配る(14.1%)、学校、家庭と常に連絡をとる(6.7%)などが挙げられている。

第9表 18才未満のキャディー使用上の苦心

苦 心 し て い る 点		回 答 数	回答者数(165人)に対する%
労働条件に関するもの	2バツクを避けるなど、バツクの重量に注意して使用する	4 4 9	30.1
	過労にならぬよう、身体の疲労に注意する	3 0	18.4
	災 害 防 止	2 8	17.2
	労働時間の制限	1 5	9.2
	ラウンド回数を制限する	5	3.1
	小 計	1 2 7	77.9
労働する教育に関心	言葉使い、作法、動作、服装等に注意する	2 2	13.5
	十分なキャディー教育ができず、技術向上等に苦心する	2 7	16.6
	小 計	4 9	30.1
その他	学業に支障を来たさぬように注意する。	1 4	8.6
	出勤が不確実である	9	5.5
	学校、親の許可なき者の使用問題	7	4.3
	責任感が乏しいこと	5	3.1
	小 計	3 5	21.5
労働問題以外のもの	風紀問題、不良化防止	2 3	14.1
	資金の用途について浪費の防止	2 3	14.1
	学校、家庭との連絡	1 1	6.7
	小 計	5 7	35.0
合 計		2 7 3	(163人) 100%

(3) キヤデー数

最近の日曜日における稼働キヤデー数についての質問から、次の如き状況が把握された。

閉鎖中のもの(積雪地方)、キヤデーを使用しない所(ゴルフアー自身がバツグを持つもの)、不明のものを除き、153カ所についてみると、臨時キヤデーのみを使用した所が5カ所(3.3%)、常用キヤデーのみ使用した所が4カ所(2.6%)、臨時・常用ともに使用した所が144カ所(94.1%)である。中学生のキヤデーを使用しなかつたゴルフ場は49カ所(30.0%)であり、18才未満のキヤデーを全く使用しなかつたゴルフ場は11カ所(6.8%)である。一方、中学生のスクール・キヤデーのみ使用したゴルフ場が1カ所、15才～18才未満のキヤデーのみ使用したゴルフ場が1カ所みられた(第10表参照)。

第10表 年少者の使用状況

区 分	総 事 業 場 数	12才 ～18才 未満を 使用し ない 事 業 場	12才 ～15才 未満を 使用し ない 事 業 場	計	15才 ～18才 未満を 使用し ない 事 業 場	12才 ～15才 未満を 使用し ない 事 業 場
臨時キヤデーのみ使用の事業場	5	0	2	2	1	1
常用キヤデーのみ使用の事業場	4	3	1	4	0	0
臨時・常用ともに使用の事業場	144	8	35	43	0	0
計	153	11	38	49	1	1

稼働キヤデー総数は、常用キヤデー8,765人、臨時キヤデー8,787人で両者はほぼ相半ばしている。

しかし男女別にみると常用キヤデーではその94%が女子であり、臨時キヤデーでは女子が49.3%で男子より僅かに少ない。常用キヤデーにおいては、18才未満のキヤデーは14%にすぎないが、臨時キヤデーでは65.3%が18才未満であり、5,740人の多数にのぼっている。このうち、中学生は3,539人で18才未満のキヤデーの61.6%を占めている。(第11表参照)

なお、小学生のキヤデーは、キヤデー・マスターの報告では全くみられなかつた。

第11表 最近の日曜日における稼働キヤデー数

区 分		12才～14才 (中学生)	15才～17才	18才以上	計
計	実数	3,605人	3,367人	10,576人	17,548人
	%	20.6%	19.4%	60.0%	100.0%
常用キヤデー	実数	66人	1,166人	7,533人	8,765人
	%	0.7%	13.3%	86.0%	100.0%
臨時キヤデー	実数	3,539人	2,201人	3,043人	8,783人
	%	40.3%	25.0%	34.7%	100.0%

一事業場における12才～14才(中学生)の臨時キヤデーの平均稼働数は15人であり、また、15才～17才の臨時キヤデーの平均稼働数は18.5人である(18才未満の臨時キヤデーを使用しない事業所は除いた平均値である。)

3. キヤデー・マスターの意見(スクール・キヤデーについて)

意見をのべたキヤデー・マスターは少なく、50人(30.7%)であるが、その内容を取りまとめると次のとおりである。

- 健全な良いアルバイトである(13件)。
- 重量制限、就業時間制限、ラウンド回数制限をして使用しているので過労にはならないと思う(10件)。
- キヤデー・カーの普及に伴い、労働力の軽減に役立っている(2件)。
- 学校側と連絡し、十分意見を取りいれて使用している(2件)。
- 社会教育の一つと思い指導している(2件)。

使用上の難点を述べたものは、

- 責任感に乏しい(1件)。
- 勤労意欲に乏しい(1件)。
- 我儘、気儘である(1件)。
- 本来の勉学、体力を考えず賃金の高い方に走る傾向がある(2件)。

- アルバイトの必要な生徒か否かの判断が困難である（２件）。
- いろいろ問題があるので使用しないようにしている（７件）。

要望事項としては

- スクール・キヤデイーに学校側の理解と協力を望む（４件）。
- 質金の使途、日常生活に家庭の関心と監督、指導を望む（３件）。
- スクール・キヤデイーに労働に誇りをもつて欲しい（２件）。
- 使用許可制度の手続の簡素化を望む（１件）。

その他

- スクール・キヤデイーの求人難を述べたもの（４件）。

である。

Ⅲ 学校調査の概要

ゴルフ場に近接している中学校6校に調査票を郵送し、学校調査とゴルフキャディー各校10名の調査を依頼したが、返信のあつたのは埼玉 千葉 神奈川、および兵庫県下の4校であつた。上記の4校における学校調査の結果の大略は次のようである。

1. 生徒数およびスクールキャディー数

4校の生徒数と、これに対するスクールキャディー数の割合をみると、学校差は最も低い。

第12表 学校別生徒数およびキャディー数

	生 徒 数			キャディー数		
	計	男	女	計	男	女
A 校	485 100%	238 100%	247 100%	96 19.8%	42 17.6%	54 22.8%
B 校	1,087 100%	541 100%	546 100%	35 3.2%	21 3.9%	14 2.6%
C 校	1,576 100%	818 100%	758 100%	55 3.5%	53 6.5%	2 0.3%
D 校	1,175 100%	641 100%	534 100%	88 7.5%	53 8.3%	35 6.6%

3.2%から19.8%まで大きくひらいているが、在校生徒の20%近くのものがゴルフキャディーとして就労している学校のあることは注目される。この学校では女生徒のキャディーが多く全校生徒の22.8%を示し、その他の各校で男子キャディーが示す割合が女子キャディーの割合より上まわっているのは逆の結果となつている。

2. フルタイム生徒数、スクールキャディー数

A校で行なわれている勤労生徒の職種は、キャディーが主で総数の97%を占めるがその他としては配達運搬 男子2人、工具男子1人がみられる。B校ではキャディーは勤労生徒の60%、これについて配達運搬が22人38%みられ、(ほとんど男子) このほか手伝いとして女子1人がみられる。さらにC校ではキャディーが勤労生徒の60%をしめ、これについて配達運搬が22人で勤労生徒数の15%

店員女子のみ32人で21.9%となっており相当キャディー以外の職種にも働いているのが知られる。

3. 生徒の就労しているゴルフ場との連絡の状況

A校ではPTAにキャディー委員会をもうけて学校のキャディー係と提携し、常にゴルフ場と連絡会議をもっているがキャディー数の多いことと考え合せれば適宜の措置といえよう。

B校では原則として月1回の職場補導（特に日曜日）を行なっており、それに加えて土曜日午後の就労の状況を電話で事業場に問い合わせ、状況によつては学校の生活指導部、職業指導部より職員が補導に出かけて事業場との話し合いを行ない、その就労状況を見て来るようにしている。新年度のはじめにはキャディー生に対する学校の年間指導計画および注意事項等について再確認をゴルフ場に対して行なっている。とのべている。

C校では、学校の就労係、ゴルフ場のキャディー係が互に連絡を密にしており、簡単な連絡は電話を使用している。と報告し、さらにD校では、常時ゴルフ場と連絡して授業時間等に出ているような生徒があればゴルフ場から直ちに連絡がある。また就労状況、生活態度の向上等については常に連絡をとっている。とのべている。

4. キャディー就労に対する学校の態度と具体的な対策（就労のための基準となる条件など。）

A校では次の2点について就労にあつての条件として考慮していると答えている。

- ① 学校の教科の授業、教科外活動、学校行事等に支障を及ぼさない。
- ② 生徒が過労にならない。

またB校では家庭的に困っている生徒（生活保護をうけている家庭の生徒および準保護家庭の生徒）に重点を置き、身体が强健で学力低下のおそれのない生徒を対象として、ホームルームティチャー、職業指導部職員、学校長の三者で査定して許可している。

さらにC校ではつぎの3つの条件をかかげている。

- ① 学業に支障を起さないこと。（従つて就労は大体日曜日であり、また怠学者にはさせない。）
- ② 健康を害さないこと。（従つて過労にならぬように注意し、また虚弱なものに

はさせない。)

- ③ 不良化しないこと。(従つて待期中の生徒に対する施設、設備に留意し、一方
性行不良の者は就労させない。)

またD校では、やはり次の点を上げている。

即ち

- ① 学校長に許可願いを提出させている。
 - ② 保護者の同意書の提出
 - ③ 事業所に対しては年少者の労働諸条件について厳守することを確約させている。
5. 学校のキャディー就労についての意見

A校では「結論的には好ましくないが家庭の経済事情等から一律に禁止すること
もできないと思う」とのべ、「ゴルファーからの影響はむしろ良い点も考えられるが、
キャディーにつくまでの待ち時間の余暇と一般キャディーとの接触から受ける悪影
響は問題である」と答えておりました。

キャディー料は全部一旦貯金に振込んでいるがとかく冗費としてつかわれ、生活が
奢侈に流れ易い点に苦慮している」といつている。

B校では、「できれば日曜日の就労程度にとどめたいと思つているが、生活のため
にキャディーをしている生徒もあるので土、日曜および休暇中に就労させている。
」とのべまた「幸い労働時間、就労内容から見ても、むしろ牛乳配達や新聞配達よ
り恵まれているので支障のない限り続ねばならないであろう」と答えている。ま
たC校は、「労働愛好の精神を養うには大いに結構だが、各担任がよく生徒の学習
健康、行動等を観察して少なくともマイナスの面が増さないように努めたい」と答
えている。

さらにD校では「学校に於ては奨励はしていない。また禁止もしていない。家庭
状況および学校生活態度等により就労希望の届出がある場合は許可制を実施してい
る。」とのべている。

6. キャディー就労に関する一般的要望事項

A校ではゴルフ場に対して「余暇を利用できるような施設の設置と指導監督を要
望する。」とのべ、またB校では「ゴルフ場の激増にともない、ゴルフ場相互、学
校相互間の連絡を密にしなければかなり大きな問題がおきるものと思う」とのべ、さ
らに「アルバイト生徒に対する労災保障の完全適用を望む」と答えている。

さらにD校では要望事項として「ゴルフ場の厚生施設を拡充してほしい」と
答え、D校では貸金の使途について、現在は直接本人渡しになっているが、乱費
を防止するという主旨から何らかの方法を考えたい」とのべている。

Ⅳ スクール、キャディー調査の実態

調査4校のキャディー35人について、その実態をきくと次のとおりである。

(1) 年齢および経験年数

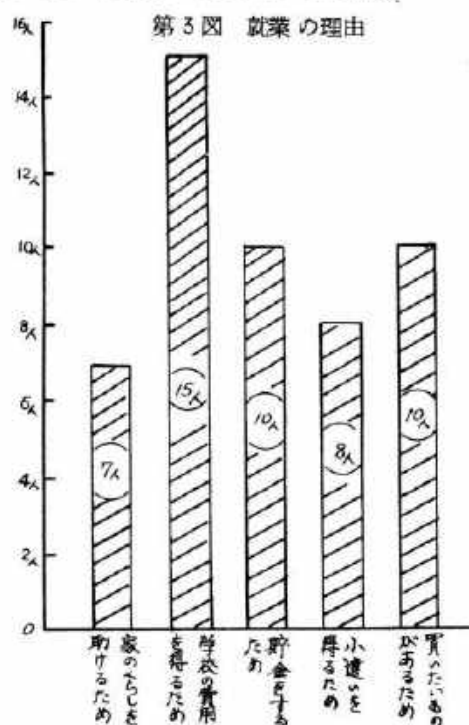
年齢別では12才は1人、13才のものが13人、14才が12人、15才が9人であるが、その経験年数は1年未満のものが大部分で、68.6%である。また1年以上2年未満が17.1%で、2年以上3年未満が14.3%となっている。

(2) 仕事を世話してくれた人および就業の理由

就業の際、仕事の世話をしてくれた人についての質問には、「自分でゴルフ・クラブに頼んだ」という回答が最も多く41.2%を占め、ついで「友だちの世話」によるものが38.2%、さらに「家族の世話」が11.8%となっている。就業の理由としては、「学校の費用を得るため」との回答が最も多く15（42.8%）である（答は重複をゆるしている。）。ついで「貯金をするため」「買いたいものがある」との回答がそれぞれ10（28.6%）となっている。また「小遣い銭を得るため」との回答も8（22.8%）みられ「家のくらしを助けるため」との回答はそれより少なく7（20.0%）であつた。（（第13表、第3図参照）

第13表 仕事を世話してくれた人

区 分	生徒数	%
合 計	35	100
(1) 自分で頼んだ	14	40.0
(2) 友 だ ち	13	37.1
(3) 家 族 の 世 話	4	11.4
(4) 先 生	2	5.7
(5) 近 所 の 人	1	2.9
(6) そ の 他	1	2.9



(3) キャデイーの健康状態

キャデイーを始めてからの健康状態について、疲労の程度を尋ねたものには、「普通と変りない」と答えたものがほとんどで、94.3%を占め、疲れると答えたものは無かった。眠への影響についても、「別に影響はない」と全員が答えている。健康上気になる点についての質問には、「身長が伸びないような気がする」と答えているものが1人みられたのみであつた。

(4) 賃 金

先月の手取賃金額は、1,000円未満から4,000円以上にわたっているが、一番多いのは1,100円～1,500円のもので38.7%、ついで2,000円～2,900円が29.0%、3,000円～3,900円が12.9%で、1人平均賃金は2,073円で新聞配達等の連日の就労にくらべて割合に賃金のよいのが知られる(第14表参照)。

第14表 賃 金 額 別 生 徒 数

賃 金 額	生 徒 数	%
合 計	31	生徒数に対する 割 合
1,000円 未満	2	6.5
1,000円～1,500円 "	12	38.7
1,500円～2,000円 "	3	9.7
2,000円～2,900円 "	9	29.0
3,000円～3,900円 "	4	12.9
4,000円 以上	1	3.2
平 均 賃 金	2,073円	$\left(\frac{64,250 \text{ 円}}{31 \text{ 人}} \right)$

注) 未収入者数4人を除く

賃金の支払方法は、「1ヵ月分まとめて貰う」ものが最も多く71.4%、ついで「週に1回貰う」ものが25.7%、「働いた日の隔りに貰う」ものが2.9%となつている。

賃金計算の方法についての質問には、答えたものが16人(37.1%)で、賃金の計算方法については知らないものも少なくない。回答の中で最も多くみられた計算方法は

○ 1ラウンド180円、練習1時間100円、プレーヤーにつけないときの補償金額100円、バツグ数が増したとき5割増(4人)

であつた。また次の如き例もみられた。

○ ラウンド料のみで、1ラウンドの賃金は230円～240円(2人)

○ 月給制で月450円(1人)

○ 日給制で1日230円、プレーヤーにつけないときは、1日100円(1人)

○ キヤデー料1,100円、練習費50円、雨天手当100円(1人)

○ キヤデー料500円、出勤手当100円

なお調査時期が12月末であつた関係から、年末手当を支給した(300円～500円)事業場が7カ所みられた。

1日当りの賃金の最高額は、200円から1,500円まで広く分布しており、その平均は585円であるが、一番多いのは250円～350円未満のもので25.7%みられ、これについて500円～600円未満のものが17.1%みられた。また、1日当りの最低賃金額は120円未満が一番多く62.9%であつた。最低賃金額の最も高い例では340円が1人みられ、平均額は139円である(第15表、第16表参照)。

(5) 賃金の使途

賃金の使途についての質問には、「貯金をする」という回答が最も多く24(77.4%)みられ(答えは重複をゆるしている。)、ついで「学費とする」ものが14(45.2%)、「家に入れる」もの(41.9%)となつている(第17表参照)。

第15表 1日当りの最高賃金額

区 分	生徒数	%
計	35	100.0
200円～250円未満	1	2.9
250円～350円未満	9	25.7
350円～500円未満	5	14.3
500円～600円未満	6	17.1
600円～700円未満	5	14.3
700円～800円未満	4	11.4
800円～900円未満	1	2.9
900円～1,000円未満	1	2.9
1,000円以上	3	8.5
平均額 585円	$\frac{20,490 \text{ 円}}{35}$	

第16表 1日当りの最低賃金額

区 分	生 数	%
計	35	100.0
120円未満	22	62.9
120円～200円未満	8	22.8
200円～260円未満	4	11.4
340円	1	2.9
平均額 139円	$\frac{4,880 \text{ 円}}{35 \text{ 人}}$	

第17表 賃金の使 途

区 分	回 答 数	%
合 計	76	35人=100%
貯 金	24	68.5
学 費	14	40.0
家に入れる	13	37.2
こづかい	3	8.6
ズボン、手袋、身廻り品の購入	2	5.7
そ の 他	20	57.0

注：重複をゆるしているなので回答数は生徒数と一致しない

(6) 平日のゴルフ、キャディーへの就労

平日のキャディー就労の有無について、有と答えたものは4人で、11.4%を

示し、その労働時間は、3時間～4時間であつた。事業場の調査では、平日の就労はないという結果にもかかわらず相当数の平日就労がこれから豫想される。スクール、キャディーは、土曜日には労働時間と学校の勉学時間とで平均8時間となり、労働基準法では15才未満の児童の労働は、修学時間を通産して1日7時間以内とする規定を越えているのがみられる。

(7) キャディーの労働で困ること

この質問に有として答えたものは割合少なく9人(25.8%)であるが、その内容については、ゴルフア－の暖い配慮がのぞまれる点が多い。即ち

- 「こわいお客さんについたとき」
- 「ゴルフア－にべこべこしなければならない」
- 「食事が思つた時間に食べられない」
- 「途中で便所へ行きたくなつたとき」

とのべ、またキャディー、マスターのキャディー管理に関連する問題としては

- 「仕事についた者とつかない者とがけんかをする」などがあつた。

ゴルフ・キャディーの労働実態調査結果

昭和37年8月20日 印刷

昭和37年8月25日 発行

発行者 東京都千代田区大手町1の7番地
労働省 婦人少年局

印刷所 東京都港区芝三田四国町2番地17号
株式会社 桜井 広 済 堂

